

指示事項の概要 (会計経理)

指示事項	令和7年度 指示件数
<p>予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の流用は、理事長の承認を得て行うこと。 ・ 事業年度終了後の予算の補正は認められないので、適切な予算管理を行うこと。 	39
<p>経理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月次試算表は理事長の決裁を得ること。 ・ 収納した現金が経理規程で定める期限までに預金へ入金されていない事例がみられたため改めること。 	123
<p>収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金品の受入れについては、寄附申込書により行うこと。 	34
<p>支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円以上の予算の執行にあたっては、契約伺い、契約書（100万円以下は請書で可）の作成を行うこと。 	227
<p>決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産を処分する場合は、事前に理事長の承認を得ること。 ・ 附属明細書に記載されている金額が計算書類と一致していないので精査すること。 	365
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善に向けた取り組みを進めること。 	2
合計	790